

## 市谷議員 要望項目一覧

### 令和5年度11月補正分

| 要望項目   | 左に対する対応方針等  |
|--|---|
| <p>1. 政治の責任で賃上げと待遇改善を進める<br/>【賃上げ】</p> <p>①中小企業の賃上げへの直接支援を政府の責任で行い、全国一律最低賃金時給1,500円（月額の手取りで20万円）を実現するよう、国に求めること。</p> | <p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p> <p>8月末、岸田首相は2030年代半ばの最低賃金の全国加重平均1,500円を目指すことを表明済みであり、今後の国、各種審議会の動向を注視していく。</p>  |
| <p>②県が実施している国の賃上げ補助への「横出し補助」は、生産性向上等の新たな取組をしなくてもよい、賃上げに対する直接支援とすること。</p>   | <p>賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものである。このため、直接支援のような一時的な対策の実施は考えていないが、企業の経営力向上の取組を支援し、経済の好循環を実現していくための支援策を11月補正予算で検討中である。</p> <p>【11月補正】<br/>物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援事業 820,000千円</p>  |
| <p>③最低賃金引き上げに伴って、雇用を維持・増加しようとする中小・小規模事業者に対する補助を創設すること。</p>   | <p>県においては、企業の経営力向上の取組を支援し、経済の好循環を実現していくための支援策を11月補正予算で検討中である。</p> <p>【11月補正】<br/>物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援事業 820,000千円</p>   |
| <p>④全産業平均より「月5万円以上」低い、介護労働者、保育士、福祉労働者の賃上げのため、国に公定価格や報酬とは別枠での「賃上げ支援」の実施を求め、県独自にも賃上げの直接支援をすること。</p>                    | <p>令和5年6月に保育士、介護福祉等福祉労働者の処遇改善を実行するよう国に要望したところであり、今般の国の経済対策において、保育施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた公定価格の引上げにより処遇改善が行われることとなった。また、このほか、国が経済対策に併せて実施する介護職員・障がい福祉職員の処遇改善のための支援策を11月補正予算で検討中である。</p> <p>国が定める公定価格等により運営する社会福祉施設等の継続的な労働環境改善のためには、一時的な支援ではなく公定価格等の引上げが必要であることから、報酬改定等については、国の責任において、全国で統一的な基準を設けるべきものであり、県独自の支援は考えていない。</p> <p>【11月補正】<br/>介護職員処遇改善支援事業 400,000千円<br/>障がい福祉職員処遇改善支援事業 100,000千円<br/>子どものための教育・保育給付費県負担金（処遇改善加算） 35,615千円</p> |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| <p><b>【ジェンダー平等】</b></p> <p>①令和4年度鳥取県内企業の男女の賃金は、5人未満の事業所で男243,071円、女149,164円(61.4%)、5人以上では男272,658円、女182,439円(66.9%)と、いずれも女性の賃金は、男性の6割程度で、月額が20万円にも及ばない。賃金を底上げし、男女の賃金格差をなくす手立てが必要である。県内企業別及び産業別に、男女の賃金格差、正規・非正規割合とその賃金格差等、雇用形態による賃金格差を公表(「雇用形態・賃金格差公表制度」)し、その是正計画を企業がもち、県が支援すること。</p> | <p>男女の賃金格差の公表については、令和4年7月の女性活躍推進法の改正により、従業員301人以上の企業は義務付け、101人以上の企業は公表項目の一つとして任意で選択させることとなっており、県としては国と連携して制度の仕組みを周知していきたい。</p>   |
| <p>②ILOの「ジェンダー平等に関する一般調査報告書」にあるように、育児や介護等の「家族的責任」や、妊娠から授乳時期の「母性保護」などを法律に明記するよう国に求めること。非正規ワーカーも育児・介護休暇取得が可能となるよう、雇用継続期間の要件の見直しを国に求めること。育児・介護休業中の休業補償について、1年間は休業前の手取りの所得を補償する水準に引き上げること。</p>   | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。</p> <p>なお、育児休業給付金については賃金80%(実質手取り10割)への引上げの方針を首相が表明しており、国において具体的な制度を検討しているところである。</p>  |
| <p><b>【県職員・会計年度任用職員】</b></p> <p>①鳥取県職員の男性を100とした場合の女性の賃金は、全職員で80.9%、常勤職員で88.1%、常勤職員以外で94.1%である。格差の原因を明らかにし、格差解消の計画をもつこと。</p>   | <p>制度上、職員の給与に男女の差異はないが、男性職員の方が勤続年数の長い者の割合が高いことなどにより、差異が生じているものと考えられる。引き続き、公平・公正を前提とした女性の採用や積極的な登用、育児や介護といった家庭生活における役割を性差なく積極的に担う意識を高めるような働きかけを行うなど、職員ひとり一人が生き生きと働ける職場づくりを進める。</p>  |
| <p>②会計年度任用職員・非正規労働者の最低賃金を1,500円に引き上げ、1年以上の会計年度任用職員で希望者は正規雇用にするなど「無期転換ルール」を確立し、「公募ルール」は廃止すること。また、2024年から支給可能な勤勉手当は、月例給与を引き下げることなく、年収増につながるようにし、評価制度を通じたパワハラや雇止めのお口に使わないようにすること。</p>   | <p>県の会計年度任用職員や臨時的任用職員等の賃金は、県の一般の職員の給料との権衡等を考慮して職務内容に応じて定める必要があり、時給を一律1,500円以上とすることは考えておらず、引き続き職務内容を踏まえた適切な給与となるよう考えていく。なお、無期転換ルールの導入は、募集、採用における平等取扱いの原則に反するものであり困難である。</p> <p>会計年度任用職員に対する勤勉手当については、現在、令和6年度から支給することを検討している。</p> |
| <p><b>【非正規ワーカーへの対応】</b></p> <p>①雇用は期間の定めのない直接雇用を原則とし、有期雇用は合理的理由がある場合に限定し、有期雇用の上限は1年とし、派遣受入期間の上限と無期転換ルールの要件も1年とするよう、国に法改正を求めること。</p>  | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。</p>  |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| ②ギグワーカー、フリーランス、クラウドワーカーの労働者性を認めて、団結権、団体交渉権、ストライキ権を保障し、労働者性を認めるための「指標」の明確化、「プラットフォーム」企業を雇用主として、労災補償、賃金の最低保障、休業手当を支給する仕組みを法律で定めるよう、国に求めること。  | 労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。   |
| ③シフト労働者の権利を守るため、労働条件に、「最低労働時間」、「最低保障賃金」を明示するよう使用者に義務付けるための法律の整備を、国に求めること。  | 労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。   |
| <b>【労働時間・残業代】</b><br>①県職員でも、残業時間の上限は、「週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間」に明確に規制し、特別な事情の場合には「月 100 時間未満」等といった過労死基準を超える残業を容認するような規定は撤廃すること。連続 11 時間の勤務間インターバル規制を制度化すること。   | 時間外勤務の上限は、人事委員会規則にて月 4 5 時間、年 3 6 0 時間（他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員については月 1 0 0 時間、年 7 2 0 時間）と規定されており、この内容は労働基準法の内容と同様となっている。<br>なお、特例業務に従事する職員についてはこの規定は適用されないこととなっているが、特例業務については大規模災害への対処等、真にやむを得ない場合に限り、限定的に運用する。<br>勤務間インターバルの導入については国や他の自治体の動向を注視する。 |
| ②文科省の調べでは、2022 年度の小中学校の教員の勤務時間が 2006 年度を上回り、精神疾患による休職者も千人以上増えている。教員には残業代がなく、月給の 4 % の教職調整額に引き換えられ、自民党が言うように 10% に引き上げたとしても、その額は残業実態にも合致せず、このままでは残業が減らず、教員を増やすことにもならない。教員にも残業代を支払うようにすること。  | 教員の職務の専門性に十分配慮するとともに、能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とするための財政措置を講じるよう、給特法の見直しも含め、令和 5 年 7 月に国に要望したところである。  |
| ③残業代ゼロ制度（高度プロフェSSIONAL制度）の廃止を求め、「サービス残業」が発覚したら残業代は 2 倍とするよう、国に求めること。   | 労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。   |
| <b>【ハラスメント規制】</b><br>①ILO が労働分野でのハラスメントを禁止する法律の制定を各国政府に求めており、日本でも法律に明記すること。  | 労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。   |
| <b>【個別企業の対応】</b><br>①ヤマト運輸が、個人事業主への業務委託や小荷物の配達に従事するパート社員の契約を、1 月末には一方的に打ち切ることを計画しているが、労働契約法 16 条（客観的・合理的理由に欠く場合の解雇は無効）、17 条（やむを得ない事由がなければ期間満了まで解雇できない）違反の疑念がある。また紹介されている配置転換先は、条件によっては就業できない可能性もある。県としても相談窓口を開設し、実態をつかみ、ヤマト運輸に雇用の継続を働きかけること。 | 労働関係法令の違反の有無については、法を所管する国が判断することとなるが、同社の全国的な動向については注視していきたい。<br>各種の労働相談については、県中小企業労働相談所「みなくる」で対応し、必要に応じて労働局等の関係機関へつなぐこととしている。  |

| 要望項目  | 左に対する対応方針等   |
|---|--|
| <p>②ジャパンディスプレイが、液晶パネル生産の令和7年3月終了を発表し、約500人の雇用がどうなるか心配される。配置転換や雇用維持がどうなっているか提示を求めること。</p>  | <p>ジャパンディスプレイは令和7年3月末に生産を終了することを発表したが、同時に、生産終了後も鳥取工場は戦略拠点として事業継続し、従業員については雇用維持する旨も発表している。また、生産終了に伴う工場の利活用については現在検討を行っているところであり、生産に従事している従業員は、工場の利活用の検討状況を勘案しながら鳥取の拠点内または県外他拠点への配置転換等について今後検討していく旨確認している。引き続き、同社の動きに注視し、状況を十分に把握した上で地域経済への影響を最小限に抑えながら機動的に対応していく。</p>   |
| <p>2. 消費税減税、インボイスの中止、中小企業の過剰債務問題の解決等、中小事業者支援を</p> <p>①現在、税収のトップが消費税となった。岸田総理が「とりすぎた税収を還元する」というなら、緊急に消費税を5%に減税し、消費税の廃止を目指すよう、国に求めること。</p>  | <p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p>  |
| <p>②10月から実施されたインボイス制度は、財務省の試算でも、免税業者の年間粗利益は平均154万円で、課税業者になった場合15万円もの消費税負担が生じる。中小零細業者に新たに増税を求めるインボイス制度の中止を求めること。インボイス登録しない事業者が納入先から納入代金から消費税分を差し引かれて減収になっていると地元紙が報じている。県内の実態調査をすること。</p> | <p>複数税率制度下における適正な税務経理や申告に不可欠なインボイス制度についても、制度の廃止を求めることは考えていない。本県では、円滑な制度導入のため、中小企業者等に混乱が生じないように実情を踏まえた対応をとるようこれまで国に要望しており、今後も必要に応じて国への要望を行っていく。</p> <p>県内商工団体において、インボイスに係る制度説明会や個別相談等を継続的に実施しているところであり、今後も、商工団体による制度周知や事業者へのサポートを行っていく。</p>   |
| <p>③コロナ対応融資（ゼロゼロ融資）を「別枠債務」にして、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにすること。コロナゼロゼロ融資の返済が始まり、経営難に陥る事業者が相次いでおり、返済猶予すること。また、コロナ禍・物価高騰対策資金は、借り換え、追加資金、据え置き延長、利子補給等、追加の負担軽減策を講じること。</p>                         | <p>過剰債務問題に対しては、国において継続して検討されている。県としては、金融機関、保証協会に対して新規融資や返済繰延べ等の柔軟な対応の継続を要請するとともに、返済負担を軽減した期日一括返済型資金をはじめ低利低保証料率の資金により資金調達の円滑化を図っているところ。</p> <p>コロナ対応融資（ゼロゼロ融資）の返済本格化に当たっては、今後、金融機関等関係者のご意見も聞きながら、中小企業者の事業継続に向けてどのような施策が有効か、令和6年度当初予算に向けて検討を重ねていく。</p> <p>また、物価高騰等の長期化に際しては、3年間最大無利子の融資資金について、11月補正予算で、受付期間の延長を検討している。</p> <p><b>【11月補正】</b><br/>エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業 1,778千円</p> |
| <p>④債務の免除を含めた「中小企業・事業再生スキーム」を、より小規模な事業者にも適用できるようにすること。</p>  | <p>「中小企業再生支援スキーム」は鳥取県中小企業活性化協議会が事業再生支援を行う上で適用している仕組み・手法のひとつであり、既に小規模な事業者も対象としている。</p> <p>本県では、保証協会を中心として借入企業のモニタリング分析を行いながら債務免除が必要な状況に陥らないよう「とっとり企業支援ネットワーク」の枠組みも活用して、早い段階から関係機関が連携してフォローを行う体制を構築している。</p>   |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| <p>⑤「地域経済再生給付金」を創設し、困難に直面している中小企業・小規模事業者に直接支援すること。「新型コロナ・円安・物価高騰対策補助金」が4次募集まで拡充され、多くの小規模事業者が利用したものの、コロナ禍で基礎体力を奪われた小規模事業者の中には、同補助金の対象となる「前向きな取組」を行う力が残っていない者もある。小規模事業者の事業と地域経済を維持するためにも、物価高騰に対する直接給付金制度を実施すること。せめて、「新型コロナ・円安・物価高騰対策補助金」を継続すること。</p> | <p>これまで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための営業時間短縮や行動制限等への協力要請に伴う売上減少等に対して県が給付金により一定額を緊急的に直接支援したことはあったが、現在は、そのような措置はとっていないことから、新たな給付金を創設することは考えていない。</p> <p>新型コロナ・円安・物価高騰対策補助金については、令和4年10月18日に第1次募集を開始して以降、約1年間にわたって募集を継続し、3千件を超える申請を受け付けたが、その6割以上が小規模事業者からの申請であり、小規模事業者による数多くの前向きな取組につながるなど、幅広く行き渡ったものと認識している。今後は本補助金に代え、賃上げにより労働環境を改善しながら物価高騰に立ち向かっていく力を培う企業を支援する新たな補助金を創設することを検討している。</p> <p><b>【11月補正】</b><br/>物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援事業 820,000千円</p> |
| <p>⑥税の滞納整理にあたっては、住民の実情をよくつかみ、相談に乗るとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）を適用すること。中部ふるさと広域連合では、本来差押え禁止である年金受給権の差押えが横行している。納税者の生活を脅かす滞納整理は止めるよう指導すること。</p>   | <p>従前から本県では、地方税法等の関係法令や滞納整理マニュアル等に基づき、面談等により滞納者の実情を十分に聴取し、滞納者の実態を把握した上で、その実態に応じた個々の滞納者に寄り添った滞納整理を適切に行うよう努めることとしている。</p> <p>今後とも、納期内納税者との公平性を損なうことなく、真に生活に困窮している滞納者の実態把握に努め、納税緩和措置（分割納付、納税猶予、執行停止等）を含めた滞納整理を厳正に行っていく。</p> <p>なお、中部ふるさと広域連合に対して、指導監督する立場にないが、御意見があったことは伝える。</p>  |
| <p>⑦下請け代金法の罰金引き上げや被害救済の違反金制度を創設するなどして、下請け企業が親企業から買い叩かれることなく、価格転嫁できるようにすること。</p>  | <p>価格転嫁については、国が今般の経済対策において、原材料費・エネルギーコスト上昇分や労務費の適切な転嫁に向け、実態調査や実施状況の公表、指針の策定などに取り組むこととしており、県としても、こうした取組を一層強化するよう、国に要望することとしている。</p> <p>また、県においては、（公財）鳥取県産業振興機構に「下請けかけこみ寺」を設置し、企業間取引や下請代金法などの相談に応じている。</p> <p>本年5月には、県内の産労金官の関係機関13機関が連携して「円滑な価格適正化の実現に向けた共同宣言」を実施するなど、取引適正化の機運醸成も図っている。</p>   |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等  |
|--|---|
| <p>⑧小規模企業振興基本条例を制定し、県内企業の6割を占める5人未満の小規模事業者に焦点を絞った条例を制定すること。</p>  | <p>本県事業者の8割以上は小規模事業者であり、従業者数も約半数が小規模事業者の下で従事するなど、県内経済において大きな役割を果たしている。</p> <p>鳥取県産業振興条例は、こうした状況を踏まえた上で、平成23年の県議会において、企業規模や産業分野に応じた細分化はせず、県内産業全体の育成・振興を目標とするといった議論を経て制定されたものであり、この考え方に変わりはない。</p> <p>本県は、産業振興条例の考え方に基づき、事業者支援策のほとんどを、少額からの利用も可能とするなど小規模事業者が活用しやすい制度とし実施してきたところであり、条例の有無にかかわらず、今後もこの方向性に即して、小規模事業者に寄り添った支援に取り組んでいく。</p> |
| <p>⑨様々な条件を付けない、建物のリフォームそのものを助成する「住宅リフォーム助成制度」や「商店リニューアル助成制度」を創設し、建築業者の仕事おこしを支援すること。また、「とっとり健康省エネ住宅（NE-ST）」は、建築費が大きく、施主と建築事業者の双方から躊躇する声が聞かれるため、補助金の増額や住民税の減税など、支援を強化すること。</p> | <p>住宅リフォームに対する助成については、政策テーマを持って行うべきと考えており、これまで「とっとり住まいる支援事業」において県産材を活用した住宅改修に助成を行っている。</p> <p>「とっとり健康省エネ住宅（NE-ST）」については、断熱工事による建築コストの増加はあるが光熱費の削減により約14年間で当初の増加分は回収できることから更なる補助金の増額は考えておらず、ヒートショックの防止や血圧改善など健康面で効果があることなどNE-STの優位性をPRしながら普及を進めていく。</p>  |
| <p>⑩自然災害を受けた事業者に対する公的支援を定めた条例を制定すること。</p>  | <p>県経済に重大な影響を及ぼすおそれのある大規模・広範囲な災害が発生したときは、事業者の状況を調査し実態に即して機動的な支援を行っているところであり、公的支援のための条例制定の必要性があるとは考えていない。</p>  |
| <p>⑪トスク・Aコープ廃業による影響を調査し、経済的損害を受ける事業者支援をすること。</p>   | <p>J Aの生活店舗閉店の方針を踏まえ、J Aから影響を聞き取りながら、J A・市町村と連携して影響を最小限に抑えるための買物環境確保対策を進めており、影響を受ける事業者に対しては、特別融資を発動するとともに配送共同化等による体質強化の取組を支援する補助制度を整備し、周知を図りながら個別相談にも対応している。</p>  |
| <p>⑫家族従業者の正当な働き分を認めない、封建的な「家制度」の名残である所得税法第56条の廃止を国に求めること。</p>  | <p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していく。</p>  |

| 要望項目  | 左に対する対応方針等  |
|---|---|
| <p>3. 暮らしを支え、権利を保障する社会保障を築く－社会保障も経済の立場で－</p> <p><b>【年金】</b></p> <p>①国民年金の月額保険料は、1990年の8,400円から2020年には16,540円と約2倍となる一方で、支給額は減らされている。年金を削減するマクロ経済スライドは中止し、高額所得者の保険料優遇の見直しや200兆円を超える年金積立金の計画的活用で、物価上昇に応じた年金額にすること。最低保証の仕組みがないのは先進国では日本だけで、国連からも勧告されており、最低保障年金を導入するよう、国に求めること。</p>  | <p>年金制度は、国において社会保障制度の中で検討すべき事項であり、県としてはその検討状況を注視していくこととし、国への要望は考えていない。</p>  |
| <p><b>【マイナ保険証・マイナンバー制度】</b></p> <p>①誤登録や個人情報の漏洩が相次ぎ、マイナ保険証は登録辞退者や登録していても利用しない人が増えている。健康保険証の廃止・「マイナ保険証への一本化」中止を、国に求めること。</p>   | <p>医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国において検討されるべきものと考えており、国に廃止を求めることは考えていない。</p>   |
| <p>②マイナ保険証の場合、保険料滞納者への対応（短期保険証・資格確認書、滞納者へのペナルティ）や、特別医療費助成の扱いはどうなっているのか、ご教示いただきたい。</p>   | <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、短期保険証は廃止、資格証明書は、特別療養費の支給（償還払い）に変更する旨の事前通知に変更される。滞納によりマイナ保険証が使えなくなることはないが、滞納が続く場合には、市町村の判断により、療養の給付等の支給に代えて特別療養費の支給が行われることになる。また、特別医療費助成においても、マイナ保険証と健康保険証で取り扱いに相違はない。</p>   |
| <p>③税、社会保障、災害対策に関する県が所管する事務につき、住民が行う申請等の手続きの際、マイナンバーの提示・提出がなくても受け付けるようにすること。マイナンバーの提示・提出が強制と受け取られるような対応はしないこと。</p>  | <p>マイナンバーの提示、記載がない場合でも申請書等の受付を一律に拒否することは現時点で考えていない。また、法律・規則等により、申請書等にマイナンバーを記載することが必要とされている場合も、丁寧な説明を行っていく。</p>   |
| <p><b>【医療】</b></p> <p>①国民健康保険の年間保険料は、1990年の6.2万円から2020年度は9.6万円と1.5倍になっている。国保料は、総額は前年度医療費で、また個人の保険料は旧但し書き方式（前年所得）で決まるため、世帯の所得実態とかけ離れたものとなっている。全国知事会が求めた1兆円の公費投入で、所得に関わりなくかかる均等割・平等割を廃止し、国保料を引き下げよう、国に求めること。また県独自に一般会計からの繰入や財政安定化基金を活用して保険料を軽減すること。せめて、18歳までの子どもの均等割は無料とすること。</p> | <p>国民健康保険料（税）の賦課方式は法令で定められおり、均等割、平等割といった負担のあり方については、国が国民健康保険の制度設計の中で検討するものである。県としては、法定されている応分の負担を行っており、県独自の助成は考えていないが、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために財政安定化基金を活用しているところである。また、未就学児の均等割の軽減措置が令和4年4月から実施されているが、対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について、国に対して全国知事会及び本県から引き続き要望しており、今後の国の動向を注視していく。</p> |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| ②国保料滞納者の生活実態の把握に努め、短期保険証や資格証明書の発行、差押えなどの政策はしないこと。また、滞納者に対し、給付制限（国保ドック、限度額認定書、一部負担金減免制度）はしないこと。   | 被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付等の措置については、適切に保険料を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、市町村においては被保険者の特別の事情の有無などを把握しながら、適切に対応されるものと考えている。また、給付制限についても、同様であると考えている。  |
| ③国保の医療費一部負担金の利用実績をご教示いただきたい。生活困窮が広がっているにもかかわらず、利用実績が少なく、もっと利用しやすい基準に改善し、行政や医療機関にポスター、チラシを置くなどして周知すること。   | 一部負担金の減免制度は、市町村ごとに定めており、県で利用実績の把握は行っていない。<br>また、医療費一部負担金の減免基準については、保険者である市町村が決定すべきものであり、周知等についても市町村が行うべきものと考えている。  |
| ④国保料の申請減免や一部負担金の減免は、特別事情や所得減少（前年比で1/2）要件があり、必要な人が利用できない実態がある。また、減免になっても、減免額が「所得割の4～8割」程度で、払えない実態がある。「生活保護水準の1.3倍」といったような、現状の所得状況が反映できる減免対象の基準とすること。  | 保険料や一部負担金の減免制度は、保険者である市町村が決定すべきものであると考えている。  |
| ⑤コロナ特例の国保傷病手当をコロナ以外の傷病でも認め、恒常的な制度とすること。対象者は、被用者に限定せず、個人事業主やフリーランスにも適用すること。   | 新型コロナウイルスへの感染による傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いにより、労務に服することができない方に対する収入を補償することにより休暇を取得しやすくし、感染拡大を防ぐ目的のため、被用者保険制度の枠組みに則り、被用者を対象として創設されたものであり、制度の拡充については、権限を有する市町村がそれぞれの事情に応じ、それぞれの判断で実施されるものとする。  |
| ⑥無料低額診療事業は、保険薬局で使えないため、病院や診療所で使っても、薬代が低減できず、薬物療法が受けづらい実態がある。事業の利用状況や薬代負担の額の実態調査を実施すること。国に院外薬局も無料低額診療事業の対象とするよう働きかけ、県としても薬代補助制度を創設すること。公立病院で低所得者向け負担軽減制度を検討すること。また、県中部には無料低額診療事業の実施医療機関がないため、県立厚生病院で実施すること。 | 無料低額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備の昭和26年当時に導入されたものであるが、その後、国民皆保険制度の成立など公的医療保険制度が整備され、生活保護制度等による医療費減免制度など医療費の経済的な負担軽減制度もあることから、県立病院での実施は考えていない。<br>また、無料低額診療制度は、院外処方も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であり、県としての自助助成、実態調査や国への働きかけについて、いずれも考えていない。                                      |
| ⑦75歳以上の外来医療費は、1990年1か月800円だったものが、現在1割～3割負担と大幅な負担増となっている。また、後期高齢者の医療費窓口負担の2倍化が2022年10月から実施されたが、受診抑制につながっていないか実態調査をすること。2割負担を中止し元の1割に戻すよう国に求めること。後期高齢者医療保険料の引き上げ計画は中止すること。                                   | 後期高齢者における医療費の窓口負担が2割になった方の受診行動への影響については、国が実態調査を行っていることから、県で実態調査を行うことは考えていない。<br>後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しや保険料の引上げは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、元の負担割合に戻すことを国に求めることは考えていない。<br>後期高齢者医療保険料については、保険者である後期高齢者医療広域連合において、医療費や被保険者数の見込み等を考慮して適正に決定されるものとする。 |



| 要望項目  | 左に対する対応方針等  |
|---|---|
| <p>⑧コロナの教訓を生かし、保健師を増員すること。医療ひっ迫時には、行政が責任をもって入院調整する体制を整備し、各医療機関が、コロナ等感染症対応ができるよう財政支援すること。</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の対応による保健師の業務ひっ迫時には、県退職保健師や市町村保健師の受入、県庁や総合事務所による現場応援や県庁におけるリモートによる応援等により、休日も含め機動的に対応できる体制とした。デジタル等も活用して一層の業務効率化も図りながら、今後も業務の状況に応じて機動的な体制を確保していく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の入院調整については、5類移行後、医療機関間で行うことを基本としているが、円滑な入院が困難な状況となれば、行政において支援を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に対応する入院・外来対応医療機関に対して、感染対策のための設備整備及び個人防護具の購入費用への支援を継続しているほか、一定の感染拡大時には医療機関に対して段階的に病床確保を要請し、必要な支援を行う。</p> <p>新興感染症への対応としては、改正感染症法に基づき、協定締結医療機関に対する支援制度が設けられており、感染対策のための設備整備費用に対する支援、発生初期から病床確保等を行う場合の減収補填等の支援を行うこととしている。</p> <p><b>【11月補正】</b><br/>新興感染症対策強化事業 <span style="float: right;">100,000千円</span></p> |
| <p>⑨2024年4月より、「医師の働き方改革」が施行される。地域の医療提供体制が縮小することがないよう留意するとともに、絶対的医師不足の解消に向けて医師増員を国に働きかけること。民間病院であっても、中山間地域の医療を維持するため、県からの医師派遣を可能とすること。</p> | <p>医師の働き方改革への対応と地域医療を維持する観点から、関係機関と連携しつつ各医療機関への個別支援を行っている。また、医師増員に向けては、臨時定員による地域枠分も含め恒久定員化すること等について国へ要望を行っている。</p> <p>なお、県による医師派遣は中山間地域の自治体病院・診療所の医師不足を補うことを本旨としており、これらの病院等の要望を充足する年度に限り、各医療圏の医療提供体制確保の観点から特に必要があると認められる場合に中山間地域以外の公立・公的病院への派遣を臨時的・特例的に行うケースはあるものの、民間病院への派遣は考えていない。</p>   |
| <p>⑩「看護職員処遇改善評価料」が2022年10月から診療報酬改定で新設されたが、対象の看護職員は全体の35%程度に限定されている。全ての看護職員が対象となるよう国に求めること。</p>  | <p>看護職員の確保に向けて、処遇改善及び養成・確保や資質向上に係る環境整備の施策を充実するよう、全国知事会等を通じ、国に対して要望しているところである。</p>   |
| <p>⑪地域医療計画（地域医療構想）に基づく病院の統廃合や病床削減計画は、見直しを図るよう国に求めること。また県も病床削減を推進しないこと。</p>  | <p>地域医療構想は、2025年に向けて地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するものであり、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものであることから、国に対して、地域医療構想に係る法改正等の見直しを求めることは考えていない。</p> <p>地域医療構想の実現に向けては、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、地域の実情を踏まえながら、医療機能や病床数など必要な医療提供体制についての議論を進めていく。</p>   |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| <p><b>【介護】</b></p> <p>①政府は12月までに、介護保険利用料2割負担の対象者を、単身で年収280万円以上から220万円以上へと拡大し、要介護1・2の保険外し、老人保健施設や介護医療院の多床室に入所する人の部屋代の値上げも決めようとしている。負担増はやめるよう国に求めること。第9期鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画が12月パブコメ、2月にも計画案が決まるが、待機者が1,795人(2022年4月)もある特別養護老人ホームを増設し、保険料・利用料の軽減を県独自に実施すること。</p> | <p>介護保険制度の利用料等は、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から、次期改定に向けて社会保障審議会介護保険部会で検討されており、引き続き国の動向を注視していく。</p> <p>また、特別養護老人ホームの必要数は、待機者状況やサービスごとの見込み量の調査等を踏まえ、市町村と意見調整を行いながら、必要量を計画に見込むこととしている。保険料や利用料の県の独自軽減は考えていない。</p>   |
| <p>②介護休暇をとろうとしたら「給料は出ない」と言われ、諦めたと相談を受けた。介護休業手当や代替職員奨励金等を職場に周知すること。市町村の介護手当は所得制限があり使いにくい。家庭保育に3万円支給する「おうちで子育てサポート事業」の様に、「家庭介護の手当制度」を創設すること。</p>   | <p>仕事と介護を両立しやすい仕組みに関しては、国が両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)において代替要員の新規雇用または業務をカバーした周囲の職員への手当支給への加算制度を令和5年4月に措置しているほか、県では、男性労働者に介護休暇を取得させた事業主に対して奨励金を支給する企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金制度を設け、介護休暇取得促進を図っているところである。</p> <p>こうした制度については、既に国において特設サイトを設けて広くPRしているほか、県でも企業を直接訪問して情報提供を行うなどしているが、引き続き周知に努めていく。</p> <p>なお、介護が必要になった高齢者を在宅で支える仕組みは介護保険制度でしっかりと整備されており、介護に関して家庭への手当を支給する制度の創設は考えていない。</p> |
| <p>③水光熱費・物価の高騰を受けて、経営や運営が困難になっている介護事業所の実態を調査し、利用者負担にならない形での事業所支援を国に求め、県独自にも支援すること。自治体の社協運営のヘルパー事業所が減っているが、住民が困らないよう必要な支援を事業所に行うこと。</p>   | <p>物価高騰に対する事業所支援は、6月補正により補助を実施した。さらに現在、物価高騰に対する応援金の交付を検討している。</p> <p>また、社協運営の事業所は減少している一方で民間の事業所は増加(県内に130事業所)しており、全体としては増加傾向である。こうした動向を踏まえながら、引き続き必要な対応を行う。</p> <p><b>【11月補正】</b></p> <p>医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業 1,340,000千円</p>  |
| <p>④免許を返納する高齢者などの交通手段を保障し、閉じこもりにならない手立てを打つこと。富山市の事業所がやっているように、介護予防事業に「買物支援」を位置付けたモデル事業を実施すること。</p>   | <p>高齢者が家に閉じこもらないための介護予防や買い物支援に関しては、地域支援事業の活用などにより、それぞれの地域で工夫しながら実施されているところであり、県は地域支援事業への財源支援という形ですでに対策を講じている。</p>  |
| <p>⑤中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器の購入費助成制度を実施すること。すでに、倉吉市、境港市、湯梨浜町、大山町、日吉津村、三朝町、北栄町、岩美町では助成制度を実施しているが、市町村事業に県も支援すること。</p>   | <p>加齢性難聴者に対する補聴器使用の有効性については現在、国立長寿医療センターで検討が続けられており、その迅速な検討とともに、有効性が示されたときは、国において補聴器購入費に係る支援制度を創設することについて、国への要望を予定しており、県で独自の補助を行うことは考えていない。</p>  |

| 要望項目  | 左に対する対応方針等  |
|---|---|
| <p><b>【障がい者施策】</b><br/>①障がい者の福祉・医療の応益負担を撤廃し、無料化するよう、国に求めること。県特別医療費助成は、障がい者医療費を無料に戻し、精神障がい者の対象を障害者手帳2級保持者まで拡大すること。</p>                                   | <p>障害福祉サービスの利用者負担については、障害者総合支援法において、障がい者等の家計の負担能力に応じた負担（応能負担）を原則とすることとされており、低所得者にはサービス利用負担が減免される等の配慮がなされている。国には引き続き、地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実等について要望していく。</p> <p>特別医療費助成制度における一部負担金は、安定し持続可能な制度とするために必要なものとして、所得に応じた負担を求めているところであり、低所得者の方については減免を行っている。</p> <p>また、精神障がい者の対象拡大については、障害者総合支援法等において地域の障がい者に対する障がい福祉の実施主体は市町村とされているが、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、医療機関にかかる頻度が多いことなどから重点的に支援する必要があり、県と市町村が協働して支援を行っている。精神疾患の治療については、手帳の等級に関わらず精神心患通院者に対する医療費軽減を行う自立支援医療制度（精神通院医療）や、各市町村において独自に実施している医療費助成制度もあることから、県の特別医療費助成制度の対象を広げることは考えていないが、制度の在り方について引き続き検討していく。</p> |
| <p><b>【生活保護・困窮対策】</b><br/>①生活保護費の削減を緊急に復元し、物価高騰に見合った支給水準に引き上げるよう、国に求めること。</p>   | <p>5年ごとに生活保護費の改定が行われており、平成30年は世帯の状況等によっては生活保護費の減額があったが、令和5年10月の改定においては、物価高騰の状況を勘案した上で、現状の生活保護費が維持されている。</p> <p>生活保護基準の見直しについては、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国の責任により設定されるものであり、過去減額されたものを復活するよう求める考えはない。生活保護基準については地方の実情を十分考慮するよう引き続き国に要望していく。</p>  |
| <p>②生活保護の相談・申請は、憲法25条および生活保護法第1条・第2条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるよう広報・周知し、適用すること。「申請書は渡さない」「就労支援を理由に生活保護の利用から論点をそらす」など、住民を追い返す、いわゆる「水際作戦」は行わないこと。</p> | <p>生活に困窮する方の相談を丁寧に行い、その結果、他の福祉施策等を活用することにより、最低限度の生活が維持でき、生活保護の適用に至らない方も多くあるものと承知している。なお、相談の際、生活保護申請の意思のある方の請求権を阻害することがあってはならないのは当然のことであり、各実施機関に周知徹底を図っている。</p>  |
| <p>③自動車の保有や持ち家がある場合でも、厚労省からは「弾力的な運用」で対応するよう通知が出ている。内容を周知するとともに柔軟な対応をすること。</p>   | <p>自動車及び持ち家について、個々の状況に応じて認められるケースがあることについては、既に各実施機関へ周知徹底を図っている。</p> <p>なお、自動車保有要件に関する弾力的運用については、新型コロナウイルス感染症の5類以降に伴い通知は廃止されている。</p>   |
| <p>④厚労省は「扶養照会」について、拒否する者の意向の尊重と、扶養照会を行うのは「扶養が期待できる場合」に限ることと「問答集」で示している。この内容の住民への周知と、窓口においては、これに沿った運用をすること。</p>  | <p>扶養照会にあたっては、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においてその理由について丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から検討を行うよう各実施機関へ周知徹底を行っている。</p>  |

| 要望項目  | 左に対する対応方針等  |
|---|---|
| ⑤生活保護制度に適切な対応をするため、ケースワーカー等専門職を含む正規職員を増員すること。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を丁寧に行うこと。   | <p>県における生活保護業務に係るケースワーカー等の専門職配置については、業務量を勘案し、今後も適切に配置していくこととしており、また、市町村設置の福祉事務所における専門職の増員等については、設置自治体が検討すべき事項と考えている。</p> <p>また、担当者研修については、生活保護制度の理解を深め、面接や対人業務の技術の向上を図ることなどを目的に実施している。</p>  |
| ⑥燃料費や電気代が高騰しており、生活保護利用者を含む低所得者に対し、福祉灯油助成を継続・充実すること。また夏に実施した光熱費支援を継続・充実すること。   | <p>物価高騰の影響を受けている生活困窮者等の当面の生活を維持するため、市町村と協調した灯油等光熱費助成の追加対策について11月補正予算で検討している。</p> <p><b>【11月補正】</b></p> <p>・生活困窮者灯油等光熱費支援事業 <span style="float: right;">135,000千円</span></p>   |
| ⑦エアコンを保持していない生活保護利用者や低所得者に対し、エアコン設置を助成すること。   | <p>生活保護制度においては、保護開始時等に冷房器具の持ち合わせがなく、熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合にエアコンの設置が認められている。本来生活保護制度では、生活用品については保護費のやり繰りで計画的に購入することとされており、特別な事情がある場合に限り家具什器費の支給を認めるものであり、また、低所得者世帯への支援拡大は、まず住民の生活状況を把握する市町村において検討されるべきものと考えているが、県内市町村から支援を行いたいとの意向は伺っていない。</p> |
| ⑧若い世代、高齢者、低所得者向けに、家賃補助すること。   | <p>収入減により住居を失う恐れが生じている方への住宅確保給付金制度を設けているほか、低所得者を対象として、セーフティネット住宅において公営住宅並みの家賃で入居できるよう家賃の低廉化を行う家主等に対する補助を行っているところであり、世帯等の状況に応じた支援は既に行っているものと考えている。</p>   |
| ⑨ヤングケアラー家庭に無料で家事援助をする制度を、群馬県高槻市が始めている。県議会福祉生活病院常任委員会の出前県議会の聞き取りでも、鳥取県がヤングケアラーの相談を委託しているN・K・Cナーシングコアコーポレーションからも同様の要望が出ていた。ヤングケアラー家庭への無料家事援助制度を創設すること。また、支援制度につなげるためにも、学校に支援担当者を配置して、相談体制を確立すること。 | <p>ヤングケアラーの家事援助は、国の交付金に基づく市町村事業であり、県内でも米子市などいくつかの自治体が始めている。今後、支援の輪が広がる中で、他市町村での実施を呼びかけていくこととしている。</p> <p>また、学校現場においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにより困難な状況にある子どもに寄り添った相談対応を行っている。</p>   |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| <p>4. 子育て支援を抜本的に拡充し、一人一人を大切にすることを<br/>①高等教育無償化に向け、大学・短大・専門学校の授業料を直ちに半額にし、他の先進国にはない入学料制度の廃止、奨学金は給付型へと転換するよう国に求めること。また、兵庫県が県立大学の学費を無償化したように、鳥取環境大学の学費を半額化・無償化し、県独自の給付型奨学金制度創設、奨学金返済の減免制度を創設すること。</p>   | <p>奨学金については、国が令和6年度から、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）で現在対象外の間所得層について、負担軽減の必要性が高い多子世帯や理工農系の学生等に対象を拡大すること、返済中の奨学金の軽減について、月々の返還金額を減額する減額返還制度に関し、利用可能な年収上限を引き上げることなどを実施する方向で検討されていることから、国に対する給付型への転換の要請や県独自の給付型奨学金制度を創設することは考えていない。</p> <p>また、県の奨学金は、生活保護の受給や低所得の場合や、災害・傷病・失業その他やむを得ない理由により返還が困難な場合に相当の期間、返還を猶予することができることとしていることから、新たに返済を減免する制度を設けることは考えていない。</p> <p>高等教育費の負担軽減については、令和5年7月に国に対して修学支援新制度の拡充など、更なる支援策を講じることを要望した。</p> <p>大学等の修学支援は、9月に示されたことも大綱の策定に向けた中間整理においても、高等教育の更なる支援拡充の検討が明記されており、国の動向を注視したい。</p> |
| <p>②憲法26条「義務教育は無償」を徹底し、小中学校の給食費を無償化すること。また県立特別支援学校の給食費を無償化すること。</p>  | <p>子育て世代である小中学生及び県立特別支援学校生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財政措置を行うよう令和5年7月に国へ要望した。</p>  |
| <p>③少子化だからこそ、県立高校を35人以下学級とし、ゆきとどいた教育の実現で、県立高校を存続させること。</p>   | <p>少人数学級を実施するにあたっては、財政負担についても検討する必要があるとあり、令和5年度中に基本方針を策定するにあたって、望ましい高等学校の在り方について慎重に検討を進めていく。</p>   |
| <p>④「令和5年度保育人材確保・定着に関する実態調査」では、95%の保育士がやりがいを感じながら、約9割が一度は仕事を辞めたいと考え、約43%の現役保育士が離職を経験し、保育士確保・定着に必要なのは、約8割が「給与改善」、約7割が「業務負担の見直し」、約7割が「配置基準の見直し」と回答している。県独自に給与・処遇改善の加算をすること。保育士配置は、加配による改善だけでなく、最低基準の改善を国に求めること。4・5歳児の保育士配置は、30：1から25：1または20：1となるようにすること。</p> | <p>令和5年6月に保育士の処遇改善と配置基準の見直しを実行するよう国に要望したところであり、今般の国の経済対策において、保育施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた公定価格の引上げにより処遇改善が行われることとなった。なお、4・5歳児の保育士配置基準の改善については、30：1から25：1に見直す方針が国の概算要求に盛り込まれたところである。</p> <p><b>【11月補正】</b><br/>子どものための教育・保育給付費県負担金（処遇改善加算） 35,615千円</p>  |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| <p>⑤子ども同士をテストの点数で比較し、教育に競争を持ち込み、自己肯定感を損なわせる、全国・学力学習状況調査、とっとり学力・学習状況調査は中止すること。</p>  | <p>「全国学力・学習状況調査」は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して教育施策の成果と課題の検証や、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善をねらいとして実施されている。鳥取県としては、教員が問題を分析してこれからの時代を生きる児童生徒に求められる力を理解したり、解答の状況から授業改善のポイントを把握したりして、日々の指導に生かしている。</p> <p>また、「とっとり学力・学習状況調査」は、児童生徒一人一人の学力の伸びや、非認知能力・学習方略の状況を把握し、個の状況に合わせた丁寧な指導・支援を充実させることを目的に実施している。過去の自分と比較することで、自らの成長に気付くとともに、教員から励まされるなど、児童生徒のやる気や自信につなげていけるよう活用している。</p> <p>鳥取県では、「全国学力・学習状況調査」と「とっとり学力・学習状況調査」を児童生徒の学力を伸ばすための両輪として活用し、客観的データと教員の経験とを合わせ、一人一人の子どもに寄り添った指導と支援を全県で推進する所存であり、2つの調査の実施について見直しを行うことは考えていない。</p> |
| <p>⑥富桑小学校では児童が増えて、教室不足となっている。災害時や原発事故時の避難所でもあり、大正小学校のように校舎を増築するなどして、教室数を増やすこと。また、災害時に対応できるよう教室や体育館にテレビを設置すること。</p>   | <p>市町村教育委員会においては、人口推計や近年の増減の傾向等を勘案しながら、必要となる学級数の見込みを立て、教室不足が見込まれる場合は、状況に応じ他の教室を普通教室に転用するなど工夫し対応されているところである。富桑小学校に関しては鳥取市が児童数の増減に適切に対応されていると承知している。</p> <p>テレビについては、現在スマートフォンでも視聴可能であるため、避難所毎にどのような環境を整備するのが適当か各市町村で判断されるものと考ええる。</p>   |
| <p>⑦鳥取県県立学校農業実習特別会計は、生徒が作ったものを販売し収入にすることは大切なことだが、機械設備などの維持費を捻出するために、収入を得ることが優先し、生徒が失敗したり、様々な経験をしながらモノを作るという、教育上の観点が薄れてきていると聞く。そうならないようにするためにも、機械設備の維持費は、県がきちんと手当てすること。</p> | <p>農業実習特別会計は、倉吉農業高等学校で実施する農業実習経費が対象となっている。当校は、全国でも数少ない「農業経営者育成高等学校」であり、寄宿舎における共同生活を通じて、農業経営者として農業生産技術や農業経営といった資質を高める農業教育を行っている。</p> <p>実施にあたっては、農業経営者として、より実践的な経営感覚を養うため、独立採算制である「特別会計」を採用し自主性の高い予算執行を行っているが、近年の飼料費、肥料費、光熱水費等の高騰が機械設備の維持費を圧迫する状況があり、本年度は6月補正予算において物価高騰分に対する予算措置を行ったところである。</p>   |
| <p>⑧通信制高校は、とりわけ生徒の心身のケアが求められることが多いにも関わらず、養護教諭が定数に入っておらず、7割の都道県で非常勤となっている。鳥取県（県立緑風高校）での実態を明らかにし、常勤配置とすること。</p>  | <p>鳥取緑風高等学校では、平日に常勤の養護教諭を配置していることに加え、スクーリングが実施される日曜日にも、単県費により非常勤の養護教諭を配置しているところであり、現時点で当該体制を見直す考えはない。</p>  |

| 要望項目  | 左に対する対応方針等   |
|---|--|
| <p>5. 気候危機の打開、エネルギーと食料自給率向上を<br/>【気候危機対策・エネルギー】</p> <p>①日本は、先進国で唯一石炭火力からの撤退期限を明示しない国となっている。撤退期限を明示するよう国に求めること。鳥取県のCO2排出削減目標、2030年60%削減、2050年ゼロ実現に向けた工程表を、長野県のように策定すること。また、長野県は、今年7月から、県庁舎の電力を100%再生可能エネルギーに転換した。鳥取県でも実施すること。</p>  | <p>電源構成は、燃料の調達や価格変動など国際情勢の影響を大きく受けるため、段階的に再生可能エネルギーへの転換を進める必要があるなど、国の専権事項であることから、石炭火力からの撤退期限の明示を国に求めることは考えていない。</p> <p>また、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランにおいて、2030年までの脱炭素に向けた施策や目標を策定しているが、来年度以降中間評価を行い施策や目標等を見直すこととしており、この評価の中で脱炭素の取組の工程表の必要性について検討する。</p> <p>長野県の取組は、長野県企業局で発電した再生可能エネルギーを利用したものであり、本県企業局においても県庁舎等で使用する電力を大きく超える再生可能エネルギーを発電している状況であり、事実上再生可能エネルギー100%を達成している。</p> |
| <p>②日本のエネルギー自給率はわずか10%である。100%国産で、電力需要の7倍の潜在量があると環境省が認めている再生可能エネルギーの普及を大きく進めること。そのためにも、地域主体、住民合意、地域に利益が還元される仕組みをつくること。「ゾーニング」など乱開発防止のためのルールをつくること。</p>  | <p>本県では、太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を推進した結果、その発電量は既に民生電力需要量を超え、県内の総需要電力量の41.3%までに達している。今後は環境や暮らしと調和し、家庭や地域、企業等が主体となった再生可能エネルギーの導入を推進していく。</p> <p>地域住民の意見が適切に反映される仕組みづくりについては、国の発電事業に係る許認可等の手続きにおいて、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないように電気事業法等の整備を行うよう国に要望を行っているところである。</p> <p>また、乱開発の防止については、再生可能エネルギーに関わらず、森林法や鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例など個別の法令により規制されており、独自の規制は考えていない。</p>           |
| <p>③中国電力が、来年8月に島根原発2号機を再稼働すると発表した。6月議会で平井知事は、「再稼働には同意していない」「設置変更の安全対策を進めることに了解したのであって、今後の手続きの各段階で中国電力に意見を伝える」とし、「議会等の意見を踏まえて考えをまとめる」としている。その、再稼働までの手続きに、「工事計画の認可」、「保安規定変更認可」、「使用前確認」、「燃料装着の検査」、「原子炉起動の検査」、「運転再開の検査」、そして「再稼働」とあるが、どのように中国電力に意見を伝えるのか、伝えているのかご教示いただきたい。また、これら手続きについて、議会の意見をどのように確認するのか、ご教示いただきたい。特に、「再稼働」について、県民、議会の意思をどのように確認するつもりか、ご教示いただきたい。そして、命と地域に危険を与える、島根原発2号機再稼働の中止を求めること。</p> | <p>島根原発2号機については、原子力規制委員会の法令上の手続きに対し、原子力安全顧問、住民、県議会の意見を踏まえ、安全上の意見を中国電力に出すこととしている。</p> <p>この件については、現在、所管の常任委員会で調査いただいております。議会の意見の集約の方法については、議会の中で決められていくものと承知している。</p>   |
| <p>④島根原発2号機の「特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備」の審査は、安全協定の「事前報告」の対象となるが、今後、どのように議会と調整するのか、ご教示いただきたい。</p>   | <p>この件については、現在、所管の常任委員会で調査いただいております。議会の意見の集約の方法については、議会の中で決められていくものと承知している。</p>  |

| 要望項目  | 左 に対する 対応方針等  |
|---|---|
| ⑤安全協定では、放射線業務従事者の線量管理情報を半年ごとに連絡されることになっているが、連絡された内容を、議会に報告すること。   | 安全協定に基づき中国電力から連絡を受けた内容については、県ホームページで公表している。   |
| ⑥島根原発の避難計画は、要避難支援者に対する、個別避難計画を策定すること。また、福島医大放射線健康管理学講座博士研究員の野沢豊明医師らのグループが、「屋内退避」は、職員の少なさや、入院に占める寝たきりの割合、避難に要した時間などが死亡リスクを高めたとの論文をまとめた。「屋内退避」は見直すこと。   | 現在、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めているところである。また、屋内退避は、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づくものであり、見直しは考えていない。  |
| ⑦原子力規制委員会が、2016年に、防護措置の判断に放射線拡散予測「SPEEDI」は使用しないとしたが、日本学術会議「地域惑星科学委員会地域惑星科学社会貢献分科会」は、今年9月26日、「積極的な利活用の推進を」との見解を発表した。モニタリングポストの観測値では、避難の遅れや、避難の向きの間違い、また安定ヨウ素剤の服用にも後れを来すことになる。「SPEEDI」の活用を検討すること。   | 原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づく予防的な防護措置を行い、予測的手法は用いないこととしている。  |
| ⑧島根原発再稼働を前提に受け取った「原子力発電立地地域基盤整備支援事業交付金」5億円は、どのように活用されているのか、ご教示いただきたい。   | 原子力政策が国策として行われている以上、安全対策に要する費用は、国の責任において支弁されるべきものである。<br>その上で、用途については、7月の県常任委員会で報告しており、境港市内及び米子市内の「一時集結所かつ地域コミュニティ拠点の環境・機能改善」及び「一時集結所かつ地域コミュニティ拠点へのアクセス維持・向上」に係る取組に活用する。  |
| <p><b>【農業】</b></p> <p>①夏の高温障害で、鳥取県内でも、コメの一等米比率が昨年に比べ、全体で36.3%（昨年49.4%）、いなば農協管内では、こしひかり5%（昨年20%）、ひとめぼれ20%（昨年25%）、星空米60%（昨年70～80%）、きぬむすめ75%（昨年77%）と、落ちている。また、9月25日の作況指数は95%と悪く、90%まで落ちるのではないかとされている。台風の影響で穂が揺れたことが原因とのことだが、更に台風の豪雨で収穫そのものが出来なかった農家もたくさんある。高温障害や台風被害に対し、県独自に収入補填し、農家が意欲を失わないようにすること。</p> | <p>高温障害や台風被害等の農業経営におけるリスクについては、農作物共済や収入保険制度への加入を推奨しており、県独自の補填は考えていない。</p> <p>なお、コメの高温障害については、令和6年産に向けた関係機関による栽培技術等の対策の検討や農業者への周知について、11月補正予算で検討している。</p> <p><b>【11月補正】</b></p> <p>・コメの高温障害対策緊急事業 <span style="float: right;">2,000千円</span></p> |



| 要望項目  | 左に対する対応方針等  |
|---|---|
| <p>②飼料・肥料・資材・燃油等の価格高騰に対し、直接、差額補填すること。</p>   | <p>肥料・飼料等の農業関係資材の高騰に対し、国・県で継続的に支援を行っており、あわせて国補正予算を活用した追加支援を11月補正予算で検討している。</p> <p><b>【11月補正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなでやらいや農業支援事業（原油高緊急支援） 10,000千円</li> <li>・漁業者物価高騰対策事業（がんばる漁業者支援事業） 3,000千円</li> <li>・低コスト林業機械リース等支援事業 10,000千円</li> <li>・土地改良区支援等事業（農業水利施設省エネルギー化推進対策） 5,000千円</li> </ul> |
| <p>③6月に国が発表した「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」は、食料自給率向上の旗を下ろしてしまった。食料自給率の向上は、食料安全保障であり、自給率を38%から早急に50%に引き上げ、60%、70%へと計画的に引き上げるよう国に求めること。鳥取県の食料自給率は61%だが、低下傾向であり、農業生産1千億円プランのように自給率向上の計画を持ち、引き上げること。食料自給率低下の背景にある輸入自由化路線は、国連食糧の権利特別報告者が「WTO農業協定を段階的に廃止し、新しい食料協定の締結交渉を求める」とするなど、転換が求められている。WTO農業協定や日欧EPA、TPPの見直しを国に求めること。</p>                      | <p>食料自給率の向上については、現在、国において、広く関係者の意見を聞きながら議論されており、その動向を注視しているところである。</p> <p>また、食料自給率の向上につながるため、本県では「地産地消」やJAグループが提唱する「国消国産」の取組を推進しているところである。</p> <p>WTO農業協定等の国際協定については、政府が国益全体を考慮して慎重に判断したものであり、現時点で国に見直しを求めることは考えていない。</p>   |
| <p>④農業所得に占める政府補助の割合は、スイス92.5%、ドイツ77%、フランス64%だが、日本は30.2%と半分以下である。価格保障・所得補償の充実、コメの個別所得補償制度の復活、水田活用交付金の削減中止を国に求めること。県独自に、コメの価格下支え制度、「多面的機能交付金」への上乗せ支援をすること。</p>  | <p>平成16年の米政策改革開始以降、各産地が自らの判断で需要に応じた米生産に取り組んでおり、米に対して助成する仕組みでは、需給環境の改善、米価の回復にはつながらないため、戸別所得補償制度の復活などの国要望や県独自の補填制度の創設や多面的機能支払交付金の上乗せ支援については考えていない。</p> <p>米価安定に向けては主食用米以外への作付転換を円滑に進める必要があるため、産地交付金を含む「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算確保とあわせ、交付金の見直しの詳細な運用を示すことなどを11月に国へ要望した。</p>  |
| <p>⑤農業センサス2020では、鳥取県の農業経営体数は、5年で35%減少し14,481となり、5ha未満の小規模農家が36%減、5ha以上が27%増と、小規模農家が減少してはいるが、農家の96%が個人経営、71%が副業的経営体（5年前64%）と、小規模農家が圧倒的である。この結果からみても、農業の担い手を増やすには、半農半X、定年帰農、体験農業、NPO法人等、兼業・専業の別、家族・法人等の経営形態に関わらず、多様な人々を担い手と位置づけ、育成することが必要である。兼業や半農半X育成の支援策をパッケージで提案すること。また、減少率が高い50～60代を支援する県就農応援交付金は、現在の3年から、経営が安定する5年間まで延長すること。</p> | <p>本県独自の支援策である農業コラボ研修事業により、半農半Xへの支援が可能である。また、集落営農体制強化支援事業、中山間地域を支える水田農業支援事業により、多様な担い手の育成に取り組んでいる。</p> <p>県は認定新規就農者を重点対象として、3年間の就農応援交付金の交付に加え、5年間の機械・施設整備費の支援、普及指導活動による伴走支援など、ソフト・ハードの両面で支援しており、現行の支援スキームの変更は考えていない。</p>   |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| <p>⑥世界的には、生物多様性と地域コミュニティを重視する「アグロエコロジー」を推進する動きが広がり、国連FAOでも環境や生態系に優しい小規模家族農業の役割が特別に重視されている。日本でも、みどりの食料システム戦略で有機農業を100万ha（耕地面積の25%）に増やす目標を掲げているが、鳥取県では、有機農業に取り組んでいる経営体は769で5.3%、作付面積は83,291aで3.8%である（農業センサスより計算）。鳥取県の有機農業の目標を明らかにし、計画的に推進すること。有機農業に対する財政的支援制度を創設すること。鳥取県が交流する韓国は、有機農業先進国であり、最大の納入先が学校給食で、食材費の値上がり分を行政が補填している。鳥取県でも、農協等の生産者と協力して、自治体ごと、または地域ごとで、コメからでも有機農産物を学校給食に取り入れ、値上がり分を差額補填すること。</p> | <p>鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画に基づき有機農業の生産拡大に取り組んでおり有機・特別栽培面積2,000haを目標とし、水稻を中心に推進を図っている。</p> <p>推進にあたっては、有機・特別栽培農産物総合支援事業などを立ち上げ、生産者のための機械支援、栽培技術研修会や有機・特裁認証制度講習会等の開催、オーガニックビレッジ（有機農業の取組を地域ぐるみで進める市町村）の推進、有機・特裁に特化した販路開拓コーディネーターを置き販路拡大を推進、消費者へのPR強化を実施している。</p> <p>また、学校給食については市町村が主体であり、各市町村が実情に応じて食の安全に考慮し、コメも含めてできる限り地元の食材を使用した地産地消に取り組まれている。有機農産物を学校給食に活用することについては、生産量や納入価格等において課題があり、各市町村が実情に応じて判断すべきことと考えており、県が値上がり分を支援することは考えていない。</p> |
| <p>⑦農山村での再生可能エネルギーの活用を推進し、ハウスなど農業施設での化石燃料ゼロ、木質バイオマス素材への転換など、農業生産プロセスの脱炭素化への取組を支援すること。</p>  | <p>国が公表した、みどりの食料システム戦略において脱炭素化の取組が示されており、本県の農業生産場面でもプラスチックの排出抑制などを推進している。</p>  |
| <p>⑧農地でのソーラーシェアリングや耕作放棄地での太陽光発電、畜産バイオマス発電、小規模木質発電等を進め、そのための農山漁村地域への送配電施設を整備すること。</p>   | <p>現在県では、再生可能エネルギーの活用を推進しているところであるが、送配電施設については、電力会社や発電事業者が主体となって整備するものであると考えている。</p>   |
| <p>6. 軍事・基地強化でなく、平和を求めて<br/>【平和・基地問題】</p> <p>①イスラエル・ガザ紛争に対し「人道的休戦」を求める国連緊急決議がなされたが、121か国が賛成したにもかかわらず、アメリカが反対し、それに追随して、日本政府は棄権した。国際社会の一致結束した取組が必要であり、国連決議に賛同の意を発信するよう、岸田政権に求めること。</p>   | <p>一刻も早い人道状況の改善のため、一時的休止や事態の早期沈静化に向け日本や各国が協力していくことが望まれるが、外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。</p>  |
| <p>②国連核兵器禁止条約の第2回締約国会議が開催される。日本政府もオブザーバー参加するよう求めること。</p>   | <p>核兵器禁止条約は、核兵器のない世界に向けての出口となる重要な条約であるが、外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。</p>   |
| <p>③自衛隊美保基地から県に対し、令和5年度上半期、スクリューやワッシャー等の航空機部品落下事案が3件あったと報告があったが、何度県が抗議しても、部品落下が繰り返され、改善する意思がないのではないかと思われる。C2輸送機の飛行中止を求め、厳しく対応すること。</p>   | <p>美保基地での部品落下については、発生が判明した都度、厳重に抗議した上で、機体の点検確認の徹底や安全運航等による再発防止を申し入れている。</p> <p>県においては、従前から住民の安全確保のため、安全対策に万全を期し、生活環境に支障をきたさないよう様々な機会を捉え国に申し入れを行ってきており、今後も住民生活が脅かされないことがないよう、国の責任において、周辺住民の安全・安心が確保される訓練等の飛行ルートの設定や万全な安全運航の徹底を求めていく。</p>  |

| 要望項目   | 左に対する対応方針等   |
|--|--|
| <p>④自衛隊美保基地に、6月23日には米軍C130輸送機が飛来し、7月21日には米軍F16戦闘機が緊急着陸した。これらについて、県は、原因究明や再発防止等の申し入れを行ったとの事だが、その後明らかになったことを、提示すること。美保基地は輸送基地であり、「ジェット戦闘機を配置しない」と防衛局と覚書を交わしている。米軍の使用はやめさせること。</p>                      | <p>両事案については、安全飛行への最大限の配慮や原因究明・再発防止の徹底を米軍に対して要請するよう国に申し入れを行った。<br/>引き続き、住民生活に影響の大きい訓練等については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、事前に情報提供を行うよう継続して要望していく。</p>                      |
| <p>⑤自衛隊美保基地配備のC2輸送機への長射程ミサイル搭載について、政府は、今年度から実現可能性の調査研究を開始したとのことであるが、実施状況はどうなっているのか、ご教示いただきたい。C2輸送機へのミサイル搭載は、事実上の戦闘機化であり、「ジェット戦闘機は配備しない」という約束を破り、輸送基地という美保基地の性格を変えるものである。C2輸送機の戦闘機化及び配備の中止を求めること。</p> | <p>輸送機へのミサイルの配備については、令和5年度から実現可能性の調査研究が開始されたところであり、具体的に配備する輸送機の種類や基地などは決まっていない。引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要望していく。</p>  |
| <p>⑥米軍機の低空飛行訓練に対する騒音測定器設置のための調査が、八頭町は11月、若桜町は来年4～5月に行われることになった。聞くところによると2週間程度の調査とのことだが、それでは実態が分からない。半年以上は調査し、騒音測定器の設置に実らせること。</p>  | <p>米軍機の低空飛行訓練については、毎年、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器を設置するよう継続して要望しているところである。特に目撃情報が多い地域である八頭町及び若桜町において、米軍機の騒音に関する現地調査を実施するよう調整しており、具体的な調査時期や調査期間等は両町の意向を踏まえて、国と協議していく。</p> |